

令和5年中における徳島県の交通死亡事故の特徴

～歩行者と車の衝突等による死亡事故が増加しました～

◇全死者28人→歩行者の死者15人(前年比+9)
うち高齢者10人(前年比+4)
※夜間の歩行者の死者 9人(前年比+4)

○運転者は

- ・横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。
- ・夜間走行する際は、速度は控えめにハイビームを活用し前方の安全を確認しましょう。

○歩行者等は

- ・横断歩道がある場所の付近では、横断歩道を利用し道路を横断しましょう。
- ・道路の斜め横断や車両等の直前または直後で横断するのも控えましょう。
- ・夜間歩行する際は、明るい服装で反射材等を身に着けましょう

～運転者も歩行者も交通ルールを守ることが大切～

○運転者の義務（道交法第38条関係）

①横断歩道等に接近する場合の義務

横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければならない。
（除外：横断歩道等を通過する際に進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除く）

②横断歩行者等がいる場合の一時停止

横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止、かつ、歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

◇罰則等

- ・3月以下の懲役又は5万以下の罰金：過失10万円以下の罰金
- ・点数2点(横断歩行者等妨害等)：普通車9,000円

○歩行者の義務（道交法第12条・13条関係）

- ・横断歩道がある場所の付近では、横断歩道によって横断しなければならない。
- ・斜めに道路を横断してはならない。
- ・車両等の直前または直後で横断してはならない。